

非稼働病床を有する医療機関に対する地域医療構想推進委員会の対応方針等に関する意見

新城 保健所

1 地域医療構想推進委員会における対応について

- (1) 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への、地域医療構想推進委員会における対応

非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	4 名
地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的な対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	9 名
その他	1 名
(未回答)	1 名

- (2) 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以外に説明を求めたほうが良い事項

①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	10 名
上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。	1 名
(今後、病棟再開(残存)希望がある場合、その理由の説明を求める。)	1 名
その他	— 名
()	— 名

2. その他、非稼働病床を有する医療機関に対する対応についての意見

- ・当構想区域での今後の各種病棟(病床機能別)の必要数を各医療機関がどのように考えているか問いたい。

3. 対応方針(案)

- ・全ての非稼働医療機関へ書面で、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病床の今後の運用見通し計画を照会する。
- ・委員となっている非稼働病床を有する公的病院(新城市民病院、東栄病院)には、必要に応じて、書面での回答を補足する説明を求める。
- ・上記2点から構想区域内の医療機関の状況を情報提供し、委員会で今後の対応について検討する。